

令和6年度

北海道水産施策概要

北海道水産林務部

目次

I	施策の推進方向と主な施策	1
II	個別施策の概要（所管別）	9
1	水産林務部総務課	
(1)	もっと知って→もっと食べよう！北海道のさかなたち	10
(2)	水産業振興対策事業費補助金	11
2	水産林務部水産局水産経営課	
(1)	水難救難活動促進費補助金	12
(2)	漁船海難防止対策事業費補助金	12
(3)	担い手活動支援事業費（漁業就業促進事業費）	13
(4)	担い手活動支援事業費（漁業土育成事業費）	13
(5)	研修事業費・漁業研修所維持管理費	14
(6)	水産業協同組合振興指導費	15
(7)	漁業協同組合経営指導事業費補助金	15
(8)	漁業共済事業普及指導費	16
(9)	資源管理体制推進事業費	16
(10)	漁業金融の指導	17
(11)	農林漁業資金管理指導費	17
(12)	漁業近代化資金利子補給金	18
(13)	沿岸漁業改善資金貸付事業費	19
(14)	漁業振興資金利子補給金	19
(15)	漁業経営維持安定資金融通助成事業費	20
(16)	漁業経営改善促進資金利子補給金	21
(17)	水産加工振興資金貸付金	21
(18)	漁業経営健全化促進資金利子補給金	22
(19)	漁業近代化漁船整備特別対策資金利子補給金	23
3	水産林務部水産局漁港漁場課	
(1)	水産基盤整備事業（公共）	24
(2)	漁港計画調査費	31
(3)	漁港整備事業費	32
(4)	漁港漁村活性化対策事業費	32
(5)	漁港海岸事業（公共）	33
(6)	漁港災害復旧事業費（公共）	34
(7)	漁港海岸特別対策事業費	35
(8)	漁港海岸維持補修費	36
(9)	漁港海岸計画調査費	36
(10)	災害調査費	36
(11)	漁港利用適正化推進指導費	37
(12)	漁港維持補修費	37

- (13) 漁場整備開発事業計画調査費 38
- (14) 漁場施設整備事業費 39

4 水産林務部水産局漁業管理課

- (1) 海洋新秩序確立推進対策費（資源管理体制推進事業） 40
- (2) 水産資源管理総合対策事業費（資源管理体制推進事業） 41
- (3) 漁船管理推進事業費（漁獲管理情報システム費） 41
- (4) 漁船管理推進事業費（漁船法等施行事務費） 42
- (5) 漁業調整指導対策事業費（漁業調整指導費） 43
- (6) 漁業調整指導対策事業費（沖合漁業調整対策費・沿岸漁業操業指導費） 44
- (7) 秋サケ資源回復加速化事業費 45
- (8) さけ・ます増殖事業安定化特別対策事業費 46
- (9) 日本海サクラマス資源増大安定化対策事業費 47
- (10) 保護水面管理事業費 48
- (11) 河川遡上環境改善対策事業費 48
- (12) 内水面漁業育成強化対策事業費補助金 49
- (13) 外来魚拡散防止総合対策事業費 50
- (14) 内水面漁業・養殖業振興対策事業費補助金 50
- (15) 遊漁調整総合対策事業費 51
- (16) 海外漁場入出域等通報管理費 51
- (17) 国際漁業安定対策推進費 52
- (18) 鮭鱒漁獲制限対策費 52
- (19) 根室海峡海域操業秩序確立事業費 53
- (20) 北海道・ロシア水産交流推進事業費 53
- (21) 北方四島安全操業対策事業費 54
- (22) 取締体制の強化と指導・取締りの効果的推進 54
- (23) 密漁防止対策事業費 55
- (24) 海区漁業調整委員会費（海区漁業調整委員会等機能強化推進事業費） 56
- (25) 北海道連合海区漁業調整委員会 56
- (26) 北海道内水面漁場管理委員会 56

5 水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課（水産関係）

- (1) 北海道ブルーカーボン推進事業費 57
- (2) 太平洋海域漁業被害広域モニタリング事業費 58
- (3) トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業 58

6 水産林務部森林海洋環境局成長産業課（水産関係）

- (1) 漁業系廃棄物リサイクル促進事業費 59
- (2) 水産系廃棄物適正処理促進事業費 60
- (3) 水産業改良普及指導費 60
- (4) 研究情報普及推進費 61
- (5) マリンネット北海道運営費 62
- (6) 水産試験研究・技術普及連携推進事業費 63

(7)	魚類防疫対策事業費	63
(8)	種苗生産安定化対策事業費	64
(9)	日本海ニシン栽培漁業定着事業費	65
(10)	海域別栽培漁業推進費	65
(11)	北海道水産種苗生産施設維持補修費	66
(12)	北海道栽培漁業伊達センター海水供給施設整備事業費	66
(13)	スマート漁業推進事業費	67
(14)	新たな養殖業推進事業費	68
(15)	ホタテガイ生産安定対策推進事業費	69
(16)	I C T技術等を活用したコブ生産増大対策事業費	70
(17)	環境・生態系保全活動支援事業費	71
(18)	太平洋海域漁業被害環境・生態系保全緊急対策事業費	71
(19)	離島漁業再生支援事業費	72
(20)	特定有人国境離島漁村支援事業費	73
(21)	水産業振興構造改善事業費	74
(22)	道産水産物需要拡大事業費	75
(23)	水産物流通安全対策事業費	76
(24)	ほたて貝等二枚貝類対策試験調査費	76
(25)	緊急海水・水産物モニタリング調査事業費	77
(26)	道産水産物魚食普及推進事業費	77
(27)	水産加工業流通促進緊急対策事業費	78
(28)	道産水産物輸出拡大推進事業費	79
(29)	水産物流通調整対策費	80
(30)	道産水産物輸出市場対策事業費	80
(31)	衛生管理対策・ホタテガイ海域拡大管理推進事業費	81

Ⅲ	参考資料	82
	地域づくり総合交付金（船揚場整備事業）	83
	北海道水産業・漁村振興条例	85

索引（施策の体系）

1 水産資源の適切な管理及び秩序ある利用（条例第8条）

資源管理体制推進事業費	16
海洋新秩序確立推進対策費（資源管理体制推進事業）	40
水産資源管理総合対策事業費（資源管理体制推進事業）	41
漁船管理推進事業費（漁獲管理情報システム費）	41
漁船管理推進事業費（漁船法等施行事務費）	42
漁業調整指導対策事業費（漁業調整指導費）	43
漁業調整指導対策事業費（沖合漁業調整対策費・沿岸漁業操業指導費）	44
遊漁調整総合対策事業費	51
取締体制の強化と指導・取締りの効果的推進	54
密漁防止対策事業費	55
海区漁業調整委員会費（海区漁業調整委員会等機能強化推進事業費）	56
北海道連合海区漁業調整委員会	56
北海道内水面漁場管理委員会	56
マリネット北海道運営費	62

2 栽培漁業の推進（条例第9条）

水産基盤整備事業（公共）	24
漁場整備開発事業計画調査費	38
漁場施設整備事業費	39
秋サケ資源回復加速化事業費	45
さけ・ます増殖事業安定化特別対策事業費	46
日本海サクラマス資源増大安定化対策事業費	47
保護水面管理事業費	48
河川遡上環境改善対策事業費	48
研究情報普及推進費	61
魚類防疫対策事業費	63
種苗生産安定化対策事業費	64
日本海ニシン栽培漁業定着事業費	65
海域別栽培漁業推進費	65
北海道水産種苗生産施設維持補修費	66
北海道栽培漁業伊達センター海水供給施設整備事業費	66
新たな養殖業推進事業費	68
ホタテガイ生産安定対策推進事業費	69

3 担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進（条例第10条）

担い手活動支援事業費（漁業就業促進事業費）	13
担い手活動支援事業費（漁業土育成事業費）	13

研修事業費・漁業研修所維持管理費	14
水産基盤整備事業（公共）	24

4 安定的な水産業経営の育成（条例第 11 条）

水産業振興対策事業費補助金	11
漁業共済事業普及指導費	16
漁業金融の指導	17
農林漁業資金管理指導費	17
漁業近代化資金利子補給金	18
沿岸漁業改善資金貸付事業費	19
漁業振興資金利子補給金	19
漁業経営維持安定資金融通助成事業費	20
漁業経営改善促進資金利子補給金	21
漁業経営健全化促進資金利子補給金	22
漁業近代化漁船整備特別対策資金利子補給金	23
海外漁場入出域等通報管理費	51
国際漁業安定対策推進費	52
鮭鱒漁獲制限対策費	52
根室海峡海域操業秩序確立事業費	53
北海道・ロシア水産交流推進事業費	53
北方四島安全操業対策事業費	54
水産業改良普及指導費	60
スマート漁業推進事業費	67
I C T 技術等を活用したコンブ生産増大対策事業費	70

5 協同組合組織の経営の安定（条例第 12 条）

水産業協同組合振興指導費	15
漁業協同組合経営指導事業費補助金	15
内水面漁業育成強化対策事業費補助金	49
内水面漁業・養殖業振興対策事業費補助金	50

6 安全かつ良質な水産物の安定的な供給（条例第 13 条）

水産基盤整備事業（公共）	24
漁港計画調査費	31
漁港整備事業費	32
漁港維持補修費	37
魚類防疫対策事業費	63
水産業振興構造改善事業費	74
水産物流通安全対策事業費	76
ほたて貝等二枚貝類対策試験調査費	76

緊急海水・水産物モニタリング調査事業費	77
道産水産物輸出拡大推進事業費	79

7 水産物の競争力の強化（条例第 14 条）

水産加工振興資金貸付金	21
水産業振興構造改善事業費	74
道産水産物需要拡大事業費	75
道産水産物魚食普及推進事業費	77
水産加工業流通促進緊急対策事業費	78
道産水産物輸出拡大推進事業費	79
水産物流通調整対策費	80
道産水産物輸出市場対策事業費	80
衛生管理対策・ホタテガイ海域拡大管理推進事業費	81

8 水産資源の生育環境の保全及び創造（条例第 15 条）

水産基盤整備事業（公共）	24
漁場整備開発事業計画調査費	38
漁場施設整備事業費	39
外来魚拡散防止総合対策事業費	50
太平洋海域漁業被害広域モニタリング事業費	58
トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業	58
環境・生態系保全活動支援事業費	71
太平洋海域漁業被害環境・生態系保全緊急対策事業費	71
ほたて貝等二枚貝類対策試験調査費	76

9 環境と調和した水産業の展開（条例第 16 条）

北海道ブルーカーボン推進事業費	57
トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業	58
漁業系廃棄物リサイクル促進事業費	59
水産系廃棄物適正処理促進事業費	60

10 快適で住みよい漁村の構築（条例第 17 条）

水難救難活動促進費補助金	12
漁船海難防止対策事業費補助金	12
水産基盤整備事業（公共）	24
漁港計画調査費	31
漁港整備事業費	32
漁港漁村活性化対策事業費	32
漁港海岸事業（公共）	33
漁港災害復旧事業費（公共）	34

漁港海岸特別対策事業費	35
漁港海岸維持補修費	36
漁港海岸計画調査費	36
災害調査費	36
漁港利用適正化推進指導費	37
漁港維持補修費	37

11 活力ある漁村の構築（条例第 18 条）

水産基盤整備事業（公共）	24
漁港整備事業費	32
漁港漁村活性化対策事業費	32
漁港海岸事業（公共）	33
離島漁業再生支援事業費	72
特定有人国境離島漁村支援事業費	73

12 道民理解の促進（条例第 19 条）

研究情報普及推進費	61
マリネット北海道運営費	62

13 水産業の振興に関する技術の向上（条例第 20 条）

太平洋海域漁業被害広域モニタリング事業費	58
トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業	58
水産業改良普及指導費	60
研究情報普及推進費	61
マリネット北海道運営費	62
水産試験研究・技術普及連携推進事業費	63
I C T 技術等を活用したコンブ生産増大対策事業費	70

I 施策の推進方向と主な施策

1 施策の推進方向

道では、本道水産業・漁村の持続的な発展を図り、水産業・漁村が持つ水産物の供給をはじめとする多様な機能を発揮させていくため、平成14年に「北海道水産業・漁村振興条例」を制定し、この条例に定める振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年3月には、当面の5年間（令和5年から令和9年）の施策の展開方向を示す「北海道水産業・漁村振興推進計画（第5期）」を策定しています。

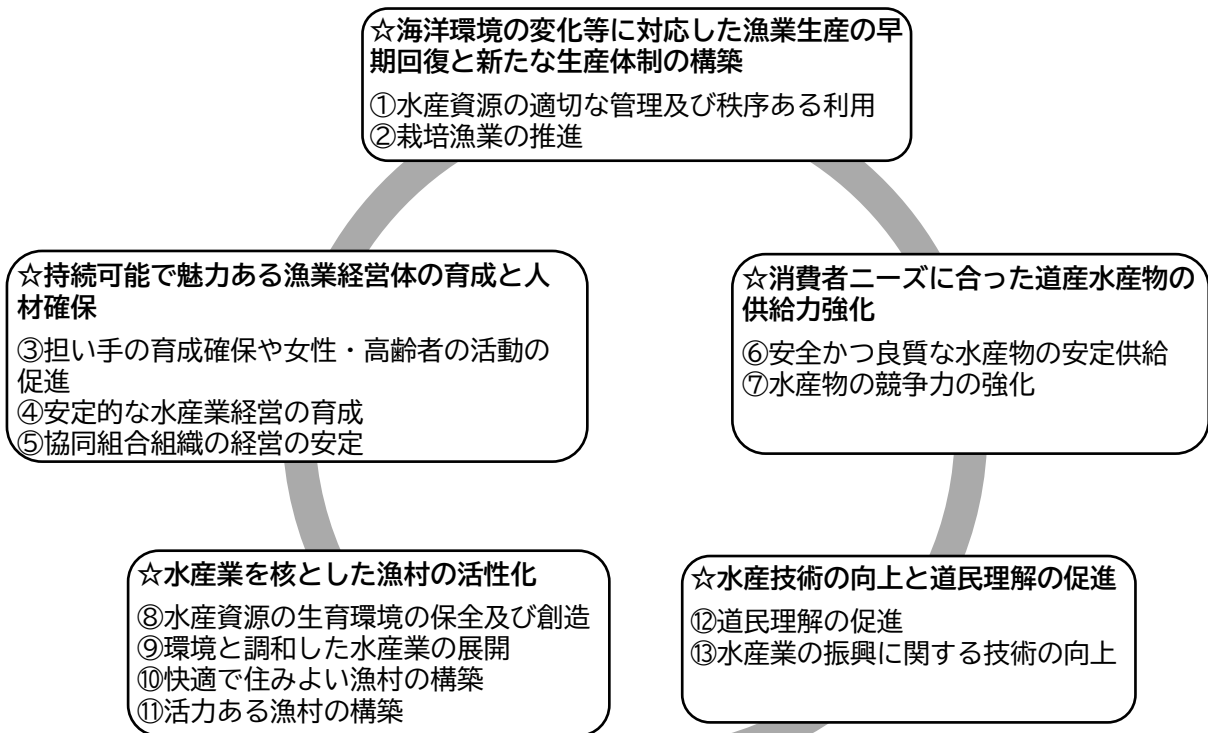
この計画に基づき、「海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と新たな生産体制の構築」、「持続可能で魅力ある漁業経営体の育成と人材確保」、「消費者ニーズに合った道産水産物の供給力強化」、「水産業を核とした漁村の活性化」、「水産技術の向上と道民理解の促進」の五つを基本的な方針として掲げ、13項目の展開方向に沿って各種の施策を総合的かつ計画的に推進していくことにより、変化に対応した水産業の体質強化と漁村の活力向上に向けて取り組んでいくこととしています。

次世代につなぐ水産業と活気あふれる漁村づくりに向けて

<<北海道水産業・漁村振興条例の3つの基本理念>>

- I 将来にわたる安全かつ良質な水産物の安定供給
- II 地域を支える活力ある産業としての水産業の発展
- III 水産業の基盤のみならず自然とのふれあいなど多様な機能を発揮する漁村の発展

<<計画の5つの方針>>



また、施策全体において横断的に、以下の取組を進めます。

- ・海洋環境の変化に対応した栽培漁業の取組強化や新たな増養殖などによる生産回復・安定化
- ・水産分野におけるゼロカーボン北海道の実現に向けた取組の推進
- ・スマート水産業による効率的な漁業の推進
- ・都市と漁村の交流促進による地域の活性化

北海道水産業・漁村振興推進計画（第5期）概要

1 計画策定の考え方

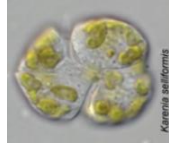
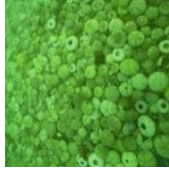
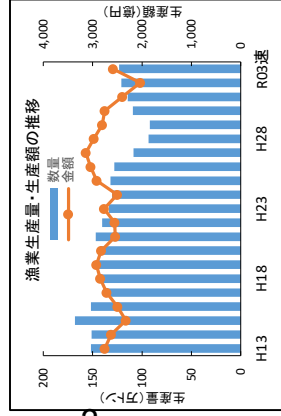
- ・本計画は「北海道水産業・漁村振興条例」に基づき、水産業・漁村の振興に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定。
- ・「北海道総合計画」の特定分野別計画としての位置付け。
- ・計画期間は令和5～9年度の5年間で、今後10年程度を見通し、当面5年間の取組を示す。

2 水産業・漁村の振興に関する基本的な方針

○本道水産業・漁村をとりまき情勢と直面する課題

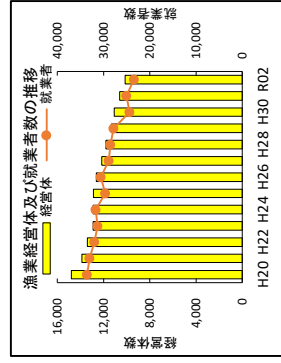
■気候変動や海洋環境変化等による漁業生産への影響

- ・気候変動や海洋環境の変化、赤潮などの影響



■漁業生産体制の脆弱化

- ・漁業就業者の減少・高齢化の進行
- ・漁船や漁労機器等の老朽化

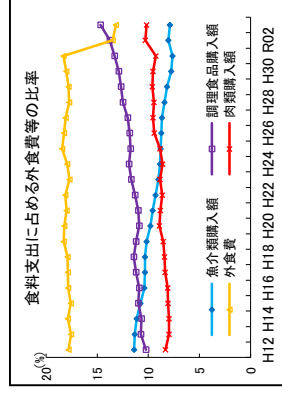


■デジタル化・スマート化の進展

- ・取引の電子化、ICT・IoT・AI等の技術や機器の発展

■国内外の消費・流通構造の変化

- ・水産物消費の減少が続き、今後の人口減少とあいまって一層の減少が懸念
- ・簡便化等の消費ニーズの多様化



■SDGs・カーボンニュートラル・脱プラ等の国際的な取組への対応

- ・SDGs、カーボンニュートラル、脱プラスチックなどの環境問題への国際的な取組の広がり
- ・ブルーカーボンへの期待の高まり



■国際的な漁業情勢の変化

- ・ロシアのウクライナ侵略による燃油や資材価格の高騰、ロシアとの協定に基づく漁業への影響
- ・サンマやスルメイカ、クロマグロなど高度回遊性魚種に関する地域漁業管理機関による資源の保存管理

■漁村地域の活力低下

- ・漁村地域の人口減少・高齢化、自然災害の激甚化
- ・漁業生産の減少による漁業や関連産業への影響

○計画の基本的な方針

実現のため

- 水産業・漁村の振興に関する基本理念
 - ・安全かつ良質な水産物の供給
 - ・地域を支える活力ある産業としての水産業の発展
 - ・多様な機能を発揮する漁村の発展

○第5期計画における施策推進の考え方

- ・漁業生産の早期回復や漁業経営の安定、就業者確保といった喫緊の課題に対応
- ・スマート技術の活用やゼロカーボンへの貢献など、直面する新たな課題・役割にも対応
- 将来にわたり安心して漁業を営むことができる持続的な本道水産業・漁村を確立

令和6年度 水産関連施策の展開方向及び主な施策

背景

■漁業生産量の減少

- ・全魚種 H25：1,239千トン → R5(速)：1,088千トン
- ・サケ H25：136千トン → R5(速)：58千トン
- ・コンブ H25：15千トン → R5(速)：11千トン

■近年水揚げが増加する新たな水産資源

- ・イワシ H25：28千トン → R5(速)：289千トン
- ・ニシン H25：5千トン → R5(速)：19千トン

■漁業者の減少・高齢化

- ・漁業就業者が減少 H24：32千人 → R4：22千人

■水産物の消費低迷（魚離れ）

- ・1世帯当たりの年間魚介類等支出金額（北海道・二人以上の世帯）
魚介類 H24：84千円 → R4：78千円
- ・食料支出金額に占める割合
魚介類 H24：10.6% → R4：8.5%
（肉類 H24：12.5% → R4：14.3%）

■道産水産物の輸出拡大

- ・北海道食の輸出拡大戦略〈第II期〉
R5目標：1,100億円（道内800億円、道外300億円）
輸出実績（道内港）H25：532億円 → R5：634億円
- ・中国による日本産水産物の輸入停止措置により
ホタテガイを中心に大きな影響

■ゼロカーボン北海道の推進

- ・ブルーカーボンへの期待の高まり
- ・漁業系廃棄物の処理によるCO₂排出

■トド等の海獣による漁業被害

- ・R4：11億円、減少傾向だが、未だ大きな被害

■赤潮による被害

- ・R3：約97億円 現在も漁業経営への影響が続く

課題

●漁業生産の早期回復と新たな生産体制の構築

- ・新たな増養殖の推進
- ・安定的な種苗生産放流体制の構築
- ・秋サケ資源の早急な回復
- ・コンブ漁場の機能回復

●持続可能な経営体の育成と人材確保

- ・スマート水産業の推進
- ・新規就業者の確保・育成の推進
- ・漁業者等の経営安定

●道産水産物の消費拡大と競争力強化

- ・国内消費の回復・輸出拡大
- ・特定の国に依存しない輸出体制の構築
- ・漁港の衛生高度化等による競争力強化

●漁村地域の活力向上や環境との調和

- ・藻場等の回復
- ・漁業系廃棄物のリサイクルを促進
- ・トド等海獣による漁業被害の軽減
- ・水産資源の保護・増殖や漁場の環境保全に対する理解の促進
- ・赤潮被害地域の漁場への回復

●水産技術の向上等

- ・新たな技術の水産業への活用
- ・水産業・漁村に対する理解の深化

展開方向と主な施策

I 海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と新たな生産体制の構築

- ◎ 種苗生産安定化対策事業費
 - ・種苗生産団体の防疫体制整備の取組に対して支援
- ◎ 新たな養殖業推進事業費
 - ・本道に適した養殖の展開方向の検討と新たな養殖手法の実証
- 秋サケ資源回復加速化事業費
 - ・秋サケ資源の回復に向け、増殖事業団体の種苗生産体制の整備に支援
- 水産基盤整備事業費（漁場整備・公共）
 - ・水産生物の良好な生息環境空間創出のため、生活史に対応した漁場整備を実施

II 持続可能で魅力ある漁業経営体の育成と人材確保

- ◎ スマート漁業推進事業費
 - ・スマート機器に関するマッチングフェアや体験会の開催、実証試験の実施
- 研修事業費
 - ・漁業者として必要な知識・技術の取得等を目的とした研修を実施
- 漁業振興資金利子補給金
 - ・沿岸漁業者の経営資金借入に対する支援

III 消費者ニーズに合った道産水産物の供給力強化

- 道産水産物輸出拡大推進事業費
 - ・生産者団体が行う海外量販店でのイベント開催やネット通販等の取組に支援
- 道産水産物需要拡大事業費
 - ・近年漁獲が増加している魚種について、需要拡大を目的としたフェアを開催
- 水産基盤整備事業（漁港整備・公共）
 - ・屋根付き岸壁などの衛生管理高度化や防災力を強化した漁港施設の整備

IV 水産業を核とした漁村の活性化

- ◎ 北海道ブルーカーボン推進事業費
 - ・Jブルークレジットの取得を促し、藻場保全の取組を促進
- 漁業系廃棄物リサイクル促進事業費
 - ・漁業系廃棄物のリサイクルによる温室効果ガス排出削減に向けた取組に対する支援
- トド・オットセイ海獣被害防止総合対策事業費
 - ・トド等の海獣被害の軽減に向けたハンター育成等に対する支援
- 太平洋海域漁業被害環境・生態系保全緊急対策事業費
 - ・赤潮被害地域において漁業者等が行う漁場環境の回復に資する活動を支援

V 水産技術の向上と道民理解の促進

- ICT技術等を活用したコンブ生産増大対策事業費
 - ・ICT等を活用したコンブ漁場把握の技術開発や生産体制分業化モデルの構築
- 水産業改良普及指導費
 - ・水産業普及指導員による漁業者への技術普及や小中学生への水産知識の普及啓発等

北海道水産業・漁村振興推進計画（第5期）に基づく令和6年度水産関係施策の体系

【令和6年度の主な施策】

海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と新たな生産体制の構築

新：新規、拡：拡充、非：非予算事業

- ①水産資源の適切な管理及び
秩序ある利用
 - ②栽培漁業の推進
- 資源管理体制推進事業費
・資源管理方針の策定や改正、漁業者が作成する資源管理協定の作成(変更)指導等
 - 新 種苗生産安定化対策事業費
・種苗生産団体の防疫体制整備の取組に対して支援
 - 拡 新たな養殖業推進事業費 [デジタル田園都市国家構想交付金]
・本道に適した養殖手法の検討、サケ・マス類やウニ（陸上）の実証試験の実施
 - 秋サケ資源回復加速化事業費
・秋サケ資源の回復に向け、増殖事業団体の種苗生産体制の整備を支援
 - 新 日本海サクラマス資源増大安定対策事業費
・サクラマス種苗生産施設における防疫体制の整備に対して支援
 - 水産基盤整備事業（漁場整備）（公共）

持続可能で魅力ある漁業経営体の育成と人材確保

- ③担い手の育成確保や女性・
高齢者の活動の促進
 - ④安定的な水産業経営の育成
 - ⑤協同組合組織の経営の安定
- 漁業就業促進事業費
・新規漁業就業の促進や就業者の就労安定を図るための取組に対して支援
 - 研修事業費
・道立漁業研修所において各種研修事業を実施
 - 新 スマート漁業推進事業費 [デジタル田園都市国家構想交付金]
・スマート技術の導入促進に向け、マッチングフェア等の開催、実証試験の実施
 - 漁業振興資金利子補給金
・沿岸漁業者の資金借入に対する支援
 - 漁業近代化資金利子補給金
・漁労施設の取得など、漁業者等の経営の近代化に向けた借入に対する支援

消費者ニーズに合った道産水産物の供給力強化

- ⑥安全かつ良質な水産物の
安定的な供給
 - ⑦水産物の競争力の強化
- 道産水産物輸出拡大推進事業費 [デジタル田園都市国家構想交付金]
・海外でのネット販促等への支援やホタテなど道産水産物のフェア等の開催
 - 道産水産物需要拡大事業費 [デジタル田園都市国家構想交付金]
・近年漁獲量が増加している魚種の需要拡大を目的としたフェア開催等
 - 水産業振興構造改善事業費
・水産業の持続的な生産体制構築のため、共同利用施設の整備等に対して支援
 - 水産基盤整備事業（漁港整備）（公共）

水産業を核とした漁村の活性化

- ⑧水産資源の生育環境の保全
及び創造
 - ⑨環境と調和した水産業の
展開
 - ⑩快適で住みよい漁村の構築
 - ⑪活力ある漁村の構築
- 環境・生態系保全活動支援事業費
・ブルーカーボンに資する藻場の保全など漁業者等による活動を支援
 - 太平洋海域漁業被害環境・生態系保全緊急対策事業費
・令和3年に発生した赤潮の被害地域における漁場環境の回復に向けた活動を支援
 - 拡 北海道ブルーカーボン推進事業費 [北海道ゼロカーボン基金]
・クレジット取得促進に向け、藻場保全活動等をモデルとした吸収量算定等の実施
 - 漁業系廃棄物リサイクル促進事業費 [循環資源利用促進税基金]
・漁業系廃棄物のリサイクルに向けた取組に対して支援
 - トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業費
・トド等の海獣被害の軽減に向けたハンター育成等に対する支援
 - 漁港海岸事業（公共）

水産技術の向上と道民理解の促進

- ⑫道民理解の促進
 - ⑬水産業の振興に関する技術
の向上
- 非 もっと知って→もっと食べよう！北海道のさかなたち
・水産業・漁村に対する道民理解促進に向けた出前授業の実施
 - ICT技術等を活用したコンブ生産増大対策事業費 [デジタル田園都市国家構想交付金]
・ICT等を活用した漁場の効率的な管理や生産過程の自動化を促進
 - 水産業改良普及指導費
・水産業普及指導員による漁業者への技術普及や担い手の育成

2 令和6年度の主な施策

【北海道水産業・漁村振興条例に定める基本的施策】

① 水産資源の適切な管理及び秩序ある利用

TAC数量の適切な管理を行うため、管理区分ごとに知事管理漁獲可能量を定めるとともに、北海道資源管理方針の策定及び改正や資源管理協定の作成指導を行うなど、水産資源の持続的利用を推進します。

② 栽培漁業の推進

栽培漁業の安定化を図るため、種苗生産施設の防疫体制を整備する取組に対して支援するほか、回遊資源の変動に影響されない安定的な生産体制の構築を図るため、本道に適した養殖手法の検討やサケ・マス類養殖及びウニ陸上養殖の実証試験を行います。

また、来遊尾数が減少傾向にある秋サケ資源の早期回復を図るため、稚魚の遊泳力を強化する取組を実施するほか、飼育環境を改善する施設整備やふ化放流マニュアルの改訂に対して支援します。

さらに、水産生物の良好な生息環境空間の創出に向け、生活史に対応した漁場整備を推進します。

③ 担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進

漁業の新規就業の促進や就業者の就労安定を図る取組に対して支援するほか、漁業に携わるために必要な知識、技術等を習得させるための研修を実施します。

④ 安定的な水産業経営の育成

沿岸漁業者等の漁業経営の維持安定、向上や漁業経営の近代化に向けた漁労施設の取得などを促進するため、漁業振興資金や漁業近代化資金など制度資金により支援します。

また、漁業経営体制の再構築による生産性の向上を図るため、スマート機器に関するマッチングフェアや体験会を開催するほか、実証試験を行います。

⑤ 協同組合組織の経営の安定

水産業協同組合の運営が適正に行われるよう、水産業協同組合法に基づく指導・監督を行うとともに、経営健全化を要する漁協に対し指導を実施します。

⑥ 安全かつ良質な水産物の安定的な供給

海水の放射性物質や二枚貝の貝毒モニタリングを行うとともに、衛生管理に対応した漁港や持続的な生産体制の構築に必要な鮮度保持施設等の整備を推進します。

⑦ 水産物の競争力の強化

海外量販店におけるイベントの開催やネット通販などを行う生産者団体への支援により道産水産物の輸出拡大を促進するほか、近年漁獲が増加しているマイワシ・ブリ・ニシンについて道内飲食店でフェアを開催するなど、道産水産物の消費拡大を図ります。

また、中国による日本産水産物の輸入停止措置により影響を受ける道内水産加工業者が国が

らの支援等を適切に受けられるように、事業者間の調整等を行います。

⑧ 水産資源の生育環境の保全及び創造

漁業者等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、令和3年9月中旬以降に赤潮が発生した北海道太平洋沿岸において、漁業者等が行う漁場環境の回復に資する活動を支援します。

⑨ 環境と調和した水産業の展開

ブルーカーボンの取組を推進するため、藻場等によるCO₂吸収量の算定等を行い、カーボンクレジットの取得を促進するほか、漁業におけるカーボンニュートラルを推進するため、漁業系廃棄物のリサイクルによる温室効果ガス排出削減に向けた取組を支援します。

また、海獣類による沿岸漁業被害が漁業経営に大きな影響を与えていることから、トドについて国の管理基本方針に基づいた採捕管理を行うほか、漁業者ハンターの育成や技術の向上など、総合的な対策を推進します。

⑩ 快適で住みよい漁村の構築

漁村地域の防災力の強化のため、漁港の耐震岸壁等の整備を進めるとともに、海岸保全基本計画に基づく海岸保全施設の整備などを推進します。

⑪ 活力ある漁村の構築

漁村地域の活力再生を図ることを目的に、漁港の就労環境や機能の改善等に係る施設整備を行い、漁港機能を増進します。

また、離島地域の漁業集落が実施する、漁場の再生や生産力の向上等に関する実践的な取組を支援します。

⑫ 道民理解の促進

水産業・漁村や魚食に対する道民の理解を深めるため、小・中学生を対象とした出前授業等を行います。

⑬ 水産業の振興に関する技術の向上

コンブ漁場の有効活用や効果的な管理のため、ICT等を活用した漁場の画像解析技術の精度向上に取り組むとともに、コンブの生産性向上を図るため、共同乾燥設備モデルの現場実証や工業原料としての利用方法の検討を行います。

また、多様化する地域ニーズに対応しながら、水産業の振興を図る上で必要な資源管理や栽培漁業、水産加工などの調査研究や技術開発を進めるとともに、沿岸漁業者等に対する技術・知識の普及や啓発指導を行います。

II 個別施策の概要（所管別）

1 水産林務部総務課

(1) もっと知って→もっと食べよう！北海道のさかなたち

1 目的・概要等

水産業及び漁村に対する道民の理解を促進するため、小中学生等を対象とした出前授業を開催する。

2 事業内容

【出前授業の開催】

小中学校や消費者団体などからの要請に基づき、職員が直接小中学校等へ出向き、水産業・漁村に関する講座を開催する。（全道を対象）

【開催状況】令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルスの影響を受け実績が減少していたが、令和4年度以降、コロナ禍以前の水準まで回復している。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	86件	46件	49件	81件	77件
対象者数	3,522名	1,028名	1,236名	3,148名	2,916名



出前授業風景

3 出前授業の実施機関（総合振興局又は振興局水産主務課、本庁水産林務部総務課）

名称	郵便番号	住所	電話番号
空知総合振興局 産業振興部林務課	〒068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0070
石狩総合振興局 産業振興部水産課	〒060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館	011-204-5841
後志総合振興局 産業振興部水産課	〒044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1391
胆振総合振興局 産業振興部水産課	〒051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル	0143-24-9809
日高総合振興局 産業振興部水産課	〒057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56	0146-22-9321
渡島総合振興局 産業振興部水産課	〒041-8558	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9481
檜山総合振興局 産業振興部水産課	〒043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6551
上川総合振興局 産業振興部林務課	〒079-8610	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5959
留萌総合振興局 産業振興部水産課	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8469
宗谷総合振興局 産業振興部水産課	〒097-8558	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2532
オホーツク総合振興局 産業振興部水産課	〒093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-41-0654
十勝総合振興局 産業振興部水産課	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8609
釧路総合振興局 産業振興部水産課	〒085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9211
根室総合振興局 産業振興部水産課	〒087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-5691

本庁水産林務部総務課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL：011-204-5457

予算額（千円）	国 道 その他			実施年度	担当課・係
	国	道	その他		
R6年度	(非予算事業)			H17~	総務課 水産企画係
R5年度	(非予算事業)				

(2) 水産業振興対策事業費補助金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	2,701	－	2,701	－	S56～	総務課
R 5年度	2,843	－	2,843	－		水産企画係
区分	道単独			実施方法	補助	
実施主体	(一社)北海道水産会			負担区分	道定額	
事業目的	漁業経営の安定や水産関連産業の振興のため、(一社)北海道水産会が実施する関係団体との意見調整及び国際漁業対策の推進等の事業活動に助成する。					
事業内容	<p>(補助の考え方)</p> <p>水産業の基盤整備や漁村地域の活性化の推進、本道漁業者の操業機会の確保など、本道水産業の振興を図るため、国等に対する要請活動、提言などに要する経費に対し、助成する。</p> <p>(補助対象事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水産政策等推進事業 本道水産業の振興に向け、業界の要望・意見をとりまとめ、国等に対する要請活動や道内水産関係団体の代表として提言等を行う。 2 国際漁業対策推進事業 (1)日ソ地先沖合漁業協定などに基づく国際漁業交渉に当たり、関係団体の要望事項を取りまとめ、その実現のため国などに要請活動を行う (2)ロシア・韓国等の情報収集及び会員への情報提供を行う 3 貝殻島区域昆布採取協定事業 貝殻島区域昆布採取協定について、ロシア連邦政府と交渉を実施する。 4 他産業団体等連絡調整事業 (1)在札団体役員定例懇談会を開催する (2)水産業界の窓口団体として、他産業団体などと連絡調整を行う (3)会報の発行 など 					

2 水産林務部水産局水産経営課

(1) 水難救難活動促進費補助金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	1,000	—	1,000	—	H10～	水産経営課 担い手育成係
R 5年度	1,000	—	1,000	—		
区 分	道単独			実施方法	補助	
実施主体	(公益社団法人)北海道海難防止・水難救済センター			負担区分	道1/2 市町村1/2	
事業目的	海難事故の救助促進のため、ボランティアとして活動している水難救難所に対し、救助経費を助成する。					
事業内容	<p>プレジャーボートなどによるレジャー型海難事故に対し、ボランティアとして救助活動を行っている救難所に、用船料等の救難活動経費の一部を出動報奨金として助成する。</p> <p>1 事業主体 (公益社団法人)北海道海難防止・水難救済センター</p> <p>2 支給額 救助に出動した船一隻当たり50千円（原則、1事故につき2隻を限度）</p> <p>3 補助率 道：1/2、関係市町村（海難事故発生市町村）：1/2</p>					

(2) 漁船海難防止対策事業費補助金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	26,523	—	26,523	—	S49～	水産経営課 担い手育成係
R 5年度	26,523	—	26,523	—		
区 分	道単独			実施方法	補助	
実施主体	(公益社団法人)北海道海難防止・水難救済センター			負担区分	道1/2	
事業目的	<p>明るい漁村社会の構築や漁業経営の安定を図るため、漁船海難防止対策から救助救済までを総合的に担っている(公益社団法人)北海道海難防止・水難救済センターが実施する海難防止対策事業に対し助成する。</p>					
事業内容	<p>1 海難防止事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海難防止関連各種会議、海難防止講習会（海洋レジャーを含む）、市町村・漁協の海難防止担当者研修会開催、訪船指導等 <p>2 水難救難活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区救難所訓練の開催、救難所運営費助成 					

(3) 担い手活動支援事業費（漁業就業促進事業費）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	3,854	—	3,854	—	H11～ (S52開始)	水産経営課 担い手育成係
R 5年度	3,865	—	3,865	—		
区 分	道単独（H17税源移譲）			実施方法	補助・委託	
実施主体	北海道漁業就業支援協議会・ 北海道			負担区分	道 定額・道10/10	
事業目的	漁業の新規就業の促進や就業者の就労安定を図るため、北海道漁業就業支援協議会が実施する担い手確保・育成対策を支援するとともに、漁船乗組員に対し海技資格取得研修を実施する。					
事業内容	<p>（補助の考え方）</p> <p>水産関係団体で構成する北海道漁業就業支援協議会に対して、漁業就業者確保育成事業の実施に必要な経費を助成する。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>1 漁業就業者確保育成事業</p> <p>（1）北海道漁業就業促進連絡会議の開催</p> <p>（2）漁業就業に関する情報活動</p> <p>（3）漁業のPR・勧誘活動</p> <p>2 新規漁業就業者促進対策事業</p> <p>（1）地域漁業就業促進活動</p> <p>（2）UIターン等新規参入促進活動</p> <p>（委託の考え方）</p> <p>独立・自営を目指す漁船乗組員等に対し、一級小型船舶操縦士の免許資格を取得するために必要な学科及び実技の講習を行う。</p> <p>委託先：民間企業</p>					

(4) 担い手活動支援事業費（漁業士育成事業費）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	1,961	—	1,961	—	S61～ (S56開始)	水産経営課 担い手育成係
R 5年度	2,050	—	2,050	—		
区 分	道単独（H17税源移譲）			実施方法	直営・補助	
実施主体	北海道・北海道漁業士会			負担区分	道10/10・道1/2	
事業目的	<p>豊かで活力ある漁村づくりを進めるため、地域の漁業振興の中核的漁業者となり得る青年をリーダーとして育成するほか、現にすぐれた経営等を行い、漁村の青少年の育成に指導的役割を果たしている中核的漁業者の地域における自主的な活動を促進する。</p> <p>・ 青年漁業士：中核的漁業者となり得る青年漁業者であって、地域活動の指導助言を担う（～46歳）。</p>					

	<ul style="list-style-type: none"> 指導漁業士：地域の指導的役割を果たしている漁業者であって、地域の漁業振興、生活向上等に関する指導助言を担う。（～70歳）
事業内容	<p>1 漁業士の認定 浜の将来を担う青年漁業者と青少年等の指導にあたる漁業者に対し研修を行い、「北海道漁業士」の称号を付与する。</p> <p>2 地域活動の促進 漁業士が中心となって行ったグループ活動の実績を紹介し、地域漁業者等と情報交換を行う会を開催することにより、漁業士が持つ知識及び技術を地域に普及するとともに、関係機関との連携を深め、漁業士活動の活性化と地域漁業者の意識啓発を促進する。</p> <p>3 北海道漁業士会の活動への支援（補助） 漁業士相互の情報交換や交流を促し、相互研鑽を積極的に進めることにより、よりすぐれた活動の展開を図るため、北海道漁業士会が行う研修交流事業に対して支援する。</p>

(5) 研修事業費・漁業研修所維持管理費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R6年度	57,075	—	50,152	6,923	H9～	水産経営課
R5年度	56,055	—	49,527	6,528	(S39開設)	担い手育成係
区分	道単独（H17税源移譲）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	漁業の振興及び漁村の活性化を担う漁業就業者を育成するため、必要な知識及び技術に関する体系的な研修を実施する。					
事業内容	<p>1 研修事業費</p> <p>(1) 総合研修 漁業就業者及び漁業を志す者に対し、漁業に必要な知識及び技術に関する研修を行う。</p> <p>(2) つくり育てる漁業技術研修 漁業就業者に対し、資源管理、栽培漁業等に関する知識及び技術を修得させるための研修を行うとともに、漁村における指導的役割を果たす者として必要な知識及び技術を修得させるための研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源管理、経営管理等に関する知識及び技術を修得させるための研修 漁業士や青年部、女性グループ等を対象としたリーダー育成研修 最新の増養殖技術や栽培漁業に関する専門的な知識を修得させるための研修 <p>(3) 漁業就業促進研修 漁業就業者に対し、経営改善等を図るために必要な知識及び技術を修得させるための研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営改善等を図るために必要な資格を取得させるための研修 <p>2 漁業研修所維持管理費 漁業研修所の維持管理に要する経費</p>					

(6) 水産業協同組合振興指導費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	1,209	—	1,209	—		
R 5年度	1,156	—	1,156	—		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	水産業協同組合法に基づく指導監督により水産業協同組合の適正な運営を図るとともに、経営健全化を要する漁協に対し、経営健全化に向けた指導を実施することにより改善を図り、協同組合組織の発展を促進する。					
事業内容	<p>1 一般指導</p> <p>水産業協同組合法の改正、法令などの解釈、常例検査結果の事後指導、経営状況などの各種調査を通じて漁協の状況を把握し、必要な指導を適宜実施する。</p> <p>また、漁協を取り巻く課題や問題等について、漁連を始めとする系統団体とも緊密な連携をとりながら、迅速かつ適切に対応する。</p> <p><系統団体が中心となって行う指導> 監査、決算他実務指導、漁協経営改善対策など</p> <p>2 経営健全化指導</p> <p>「漁業協同組合経営強化総合対策事業」などの事業期間が終了し、自主改善計画を実践中の合併漁協について、北海道漁協経営強化推進本部を中心として事業の実績検討を行い、計画の着実な達成を指導する。</p> <p>また、大幅な漁獲減など経営環境の変化により経営基盤の強化等が遅れている漁協に対して、組織・事業の見直しや施設統合、財務改善計画の策定などの経営指導を行うとともに、組合運営の健全性を確保するための指導を行う。</p>					

(7) 漁業協同組合経営指導事業費補助金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係						
R 6年度	1,905	—	1,905	—			S36~	水産経営課 組合係				
R 5年度	1,905	—	1,905	—								
区分	道単独			実施方法	補助							
実施主体	北海道漁業協同組合連合会			負担区分	道1/2							
事業目的	<p>厳しい漁業環境の中で、経営不振漁協の経営安定を図っていくことが緊急課題であり、系統団体をあげての指導強化が求められていることから、本道漁業協同組合の健全な発展と漁業者の経済的・社会的地位の向上及び漁業経営の安定を目的に北海道漁業協同組合連合会が行う事業に対し助成する。</p>											
事業内容	<p>1 補助対象事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">主な事業</th> <th style="width: 30%;">補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁協経営指導事業</td> <td>漁協経営実務指導、漁協経営改善対策</td> <td>3,810千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 補助率 1/2以内</p> <p>3 補助額 1,905千円</p>						区 分	主な事業	補助対象経費	漁協経営指導事業	漁協経営実務指導、漁協経営改善対策	3,810千円
区 分	主な事業	補助対象経費										
漁協経営指導事業	漁協経営実務指導、漁協経営改善対策	3,810千円										

(8) 漁業共済事業普及指導費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	258	—	258	—	S49～	水産経営課 組合係
R 5年度	260	—	260	—		
区 分	道単独（H18税源移譲）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	漁業者が台風・高波等の自然災害や海況の変化による不漁などに見舞われた際、漁業災害補償法に基づく相互救済の精神を基調とした保険の仕組みにより、その損失を補填する漁業共済制度への加入を促進し、本道漁業者の経営安定を図る。					
事業内容	平成23年度から漁業共済制度に上乘せし減収を補填する「漁業収入安定対策事業」が開始されたことから、本道漁業者のより一層の漁業経営の安定に資するため、漁業共済未加入漁業者への加入進活動等を実施する。					

(9) 資源管理体制推進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	20,077	—	247	19,830	H23～	水産経営課 組合係 漁業管理課 管理調整係 成長産業課 栽培振興係
R 5年度	20,105	—	275	19,830		
区 分	受託事業			実施方法	受託	
実施主体	北海道			負担区分	国定額	
事業目的	近年、水産資源の状況は、低位にあるものや減少傾向にある魚種が多く、総じて厳しい状況にあり、水産資源の積極的な回復や維持を図ることが非常に重要な課題である。 このため、資源状況に即して資源管理を進める必要があり、資源管理の基本的な考え方（資源管理方針）を示すとともに、漁業者がこれに沿って計画的に資源管理に取り組む体制を構築し支援することにより水産資源の管理・回復を図る。					
事業内容	○北海道資源管理協議会（道、水試、漁業系統団体で構成）が、国から補助を受け、次の業務を実施する（一部、関係機関へ委託等により実施）。 ① 北海道資源管理方針の策定(変更)に際しての関係者間の検討 ② 資源管理協定等の作成(変更)指導及び自己点検の指導 ③ 資源管理協定に基づく取組及び漁場改善計画において定める適正養殖可能量に対する履行確認等 ④ 資源管理方針の策定や改正の検討等に必要な科学的データの収集等 ⑤ その他本事業の実施に当たり必要となる業務					

(10) 漁業金融の指導

事業目的	漁業は、海洋環境の変動等自然条件や社会的条件の影響を強く受けるため生産性リスクが高いこと、また、多額な設備投資が必要なことから、これらを補完するため、漁業経営に必要な各種制度資金の適正な融資や指導により、漁業経営の基盤強化を図る。
事業内容	<p>1 漁業近代化資金等による設備資金 漁業近代化資金や沿岸漁業改善資金等の借入れ目的に応じた適切かつ円滑な融資に努め、漁業者の資本装備の高度化や近代的な漁業技術の導入など漁業経営基盤の確立を目指す。</p> <p>2 経営不振者対策 抜本的な見直しが必要となっている不振漁業者にあっては組織的な構造再編を促すとともに選別融資の徹底を図り、漁業経営の再建可能者にあっては、過度な設備投資を抑制させながら、漁業者の経営状況や負債の実態に合わせて漁業経営維持安定資金等を活用した既往債務の負担軽減対策を講じ、経営改善計画の樹立による総合的な負債整理対策を進め、再建を支援するとともに事後指導の徹底を図る。</p> <p>3 令和6年度制度資金の融資枠（道の利子補給等による支援措置）</p> <p>(1) 融資を予定している事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業近代化資金 94億円 ・ 漁業振興資金 20億円（平均残高） ・ 沿岸漁業改善資金 2億円 ・ 漁業経営維持安定資金 6億円 ・ 水産加工振興資金 20.7億円（平均残高） <p>(2) 融資を終了している事業（利子補給のみ実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業経営健全化促進資金利子補給金 ・ 漁業近代化漁船整備特別対策資金利子補給金

(11) 農林漁業資金管理指導費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R6年度	300	—	—	300		
R5年度	300	—	—	300		
区分	受託事業			実施方法	直営（受託）	
実施主体	北海道			負担区分	—	
事業目的	株式会社日本政策金融公庫法に基づき、農林漁業の生産力の維持推進に必要な長期かつ低利の資金を融通するため設置された（株）日本政策金融公庫の資金について、有効・適切な活用を推進する。					

事業内容	1 (株) 日本政策金融公庫資金の貸付対象事業に係る調査等 (株) 日本政策金融公庫からの委嘱に基づき、漁業基盤整備資金等の貸付に際し、事業計画に係る知事の意見を提出する。
	2 主な農林水産事業（知事意見の提出が求められる資金） (1) 漁業基盤整備資金 (2) 中山間地域活性化資金 ※受託先 (株) 日本政策金融公庫

(12) 漁業近代化資金利子補給金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R6年度	624,623	—	624,623	—	S44~	水産経営課 組合係
R5年度	638,901	—	638,901	—		
区分	道単独（H17税源移譲）			実施方法	利子補給	
実施主体	北海道			負担区分	道 0.40~1.30%	
事業目的	漁業者等の経営の近代化を目的に、資本整備の高度化を図る。					
事業内容	<p>1 事業内容 漁業近代化資金の約定融資残高（平成15年～令和6年度融資）に対する利子補給を行う。</p> <p>2 貸付条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 漁船（総トン数130トン未満）の建造、取得又は改造 (2) 漁船漁具保管修理施設等の改良造成又は取得 (3) 漁場改良造成機具等の取得 (4) 漁具又は養殖施設の取得 (5) 水産動植物の種苗の購入又は育成 (6) 漁村環境整備施設の改良造成又は取得 (7) 農林水産大臣指定資金 ・貸付対象者 漁業者、水産加工業者、水産業協同組合等 ・貸付限度 9,000万円～12億円 ・貸付期間 5～20年以内 ・貸付利率 1.10%（令和6年2月20日現在） ・償還方法 元本均等償還（年賦又は半年賦） ・融資残高 444億3,804万円（令和5年12月31日現在） ・融資枠 94億円 					

(13) 沿岸漁業改善資金貸付事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	202,885	—	—	202,885		
R 5年度	393,111	—	—	393,111		
区分	道単独			実施方法	融資	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	沿岸漁業従事者等の経営改善等を図るため、水産業改良普及組織等の行う普及指導活動との密接な連携のもと、必要な資金を無利子で融資する。					
事業内容	1 資金種類 (1) 経営等改善資金 (2) 生活改善資金 (3) 青年漁業者等養成確保資金 2 融資条件 貸付利率：無利子 償還期間：2～12年（うち据置0～5年以内） （東日本大震災特財法の特例の場合は5～15年（うち据置0～8年以内）） 貸付限度額：10～5,000万円 一漁業者当たり限度額：5,000万円 3 融資機関 北海道（貸付・償還事務の一部を信漁連、漁協に委託） 4 貸付対象者 沿岸漁業者等（個人、団体、会社） 5 融資残高 1億2,221万円（令和5年12月31日現在） 6 融資枠 2億円 7 根拠法令 沿岸漁業改善資金助成法、北海道沿岸漁業改善資金貸付規則					

(14) 漁業振興資金利子補給金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	18,000	—	18,000	—		
R 5年度	18,000	—	18,000	—		
区分	道単独			実施方法	利子補給	
実施主体	北海道信用漁業協同組合連合会			負担区分	道0.9%	
事業目的	経営基盤の脆弱な主として20トン未満の漁船を使用する沿岸漁業者に対し、短期の低利な経営資金又は緊急資金の融通を円滑にするため、道が融資機関に利子補給を行うことにより、沿岸漁業者の漁業経営の安定向上を図る。					
事業内容	1 貸付対象事業 (1) 一般資金 ① 着業に必要な経費 ② 経営改善に必要な経費 ア 資源管理型漁業の促進に要するもの イ 省経費型漁業への移行に要するもの ウ 経営安定型漁業の確立に要するもの					

(2) 特別資金
①災害対策に要する経費、②クロマグロの漁獲管理を行うために必要な経費
2 貸付対象者
主として総トン数20トン未満の漁船を使用し沿岸漁業を営むもの
3 貸付限度額
一般資金 500万円 (特認800万円、ただし秋さけ定置網漁業は2,000万円)
特別資金 500万円
4 償還期限
1年以内
5 末端利率
一般資金1.5%、特別資金0.4% (令和6年4月1日現在)
6 融資機関
信漁連、各漁業協同組合
7 融資枠
20億円

(15) 漁業経営維持安定資金融通助成事業費

予算額(千円)	国			実施年度	担当課・係
	道	その他			
R6年度	8,221	—	8,221	S51~	水産経営課 組合係
R5年度	9,003	—	9,003		
区分	道単独(H17税源移譲)			実施方法	利子補給
実施主体	北海道			負担区分	道1.25%~1.30%
事業目的	国際規制の強化、漁業の経済的諸条件の著しい変動等により、漁業経営の維持が困難となっている中小漁業者に対し、延滞・固定化した債務等の整理を行い、当該漁業者の漁業経営の安定を図る。				
事業内容	<p>1 漁業経営維持安定資金の融資残高(平成20年~令和6年度融資分)に対する利子補給を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資残高 3億8,333万円(令和5年12月31日現在) <p>2 借受資格者</p> <p>固定化債務等を有しているため漁業経営の維持が困難となっている中小漁業者であつて、再建計画について知事の認定を受けた者。</p> <p>(漁家経営)</p> <p>本資金の融通によって、負債整理を行うことが必要と認められる者</p> <p>(企業経営)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近3か年漁業収支が、通算して損失となっている者 ・自己資本不足比率が、0.1以上の者 <p>3 貸付限度 4,000万円~4億円(特認あり)</p> <p>4 貸付期間 10年以内[特認15年以内]</p> <p>5 貸付利率 沿岸1.10% 遠洋1.55%(令和6年2月20日現在)</p> <p>6 償還方法 元本均等償還</p> <p>7 融資機関 漁協、信漁連、農林中金、銀行、信用金庫</p> <p>8 融資枠 6億円</p>				

(16) 漁業経営改善促進資金利子補給金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	222	—	222	—		
R 5年度	222	—	222	—		
区分	道単独			実施方法	利子補給	
実施主体	北海道信用漁業協同組合連合会			負担区分	道1.475%	
事業目的	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画に従い漁業経営の改善の措置を行う中小漁業者のうち、資金利用計画を作成し知事認定を受けた者に対し、低利の短期運転資金を融通することにより、その経営の改善の円滑な推進を支援する。					
事業内容	<p>1 北海道低利預託資金の造成に必要な資金を全国漁業信用基金協会に融資する北海道信用漁業協同組合連合会に対して、利子補給を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給金 222千円（北海道低利預託資金造成額×1.475%） <p>2 借受資格者 漁業経営改善計画の認定を受けた中小漁業者で、次の要件を全て満たし、資金利用計画の知事認定を受けた者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営改善計画が運転資金を必要とするような具体的な経営改善措置を内容とするもので、当該年度において、その措置に着手することが確実であること ・青色申告を行っていること ・既往借入金の返済財源が確保されていること（各事業年度における減価償却前当期利益が固定負債の償還額を上回っていること） <p>3 貸付方式 極度貸付方式（極度額の限度で随時借入、随時返済）による当座貸越又は手形貸付</p> <p>4 利用期間 漁業経営改善計画期間中（原則5年間）</p> <p>5 極度額の上限 漁業形態、経営規模等に応じ3,000万円～1億9,000万円の上限定（特認あり）</p> <p>6 償還期限 1年以内（当座貸越の場合は、1年程度の当座貸越契約期間内）</p> <p>7 貸付利率 1.5%（令和6年4月1日現在）</p> <p>8 融資機関 漁協、信漁連、農林中金、銀行、信用金庫</p>					

(17) 水産加工振興資金貸付金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	1,000,000	—	△20	—		
R 5年度	1,000,000	—	△20	—		
区分	道単独			実施方法	預託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	水産加工業者等の経営基盤の強化と事業の安定向上を促進するため、低利の運転資金を融資する。					

事業内容	1 貸付対象	①原魚・加工資材共同購入資金、製品共同販売資金 ②秋さけ・ほたてがい加工促進資金		
	2 対象者	上記①資金	漁業協同組合、水産加工業協同組合、水産加工協同組合、北海道水産物加工協同組合連合会	
		上記②資金	水産加工業者、北海道漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合、水産加工協同組合、北海道水産物加工協同組合連合会	
	3 貸付限度額	上記①資金	7,000万円（一般）、1億2,000万円（特認）	
		上記②資金	1億2,000万円	
	4 貸付期間	1年以内		
	5 貸付利率	1.5%（令和6年4月1日現在）		
6 融資機関	北海道信漁連、農林中金、商工中金、銀行、信用金庫、信用組合及び漁協			
7 融資枠	20億6,960万円（平均残高）			

(18) 漁業経営健全化促進資金利子補給金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R6年度	292	—	292	—	H21～R6	水産経営課 組合係
R5年度	660	—	660	—		
区分	道単独			実施方法	利子補給	
実施主体	北海道			負担区分	道0.26%	
事業目的	<p>平成16年以降の燃油高騰に端を發し漁業者の資金繰りが逼迫しており、資材高騰や噴火湾地域の付着物被害等の影響を受けている沿岸漁業者等に対して、資金繰りを円滑にするため、借換資金を融通する金融機関に対し漁業団体や市町村と協調した利子補給を行い、漁業経営の健全化を図る。</p> <p>（平成21年度のみ貸付）</p>					
事業内容	1 借受資格者	事実上の債務延滞等がある中小漁業者で知事の「漁業経営健全化計画」の認定を受けた者。				
	2 貸付限度	4,000万円～2億8,000万円（特認あり）				
	3 貸付期間	10年以内〔特認15年以内〕（うち据置3年）				
	4 貸付利率	1.65%				
	5 利子補給	令和6年度まで 0.26%（信漁連 0.78%）				
	6 融資実績	648件 57億3,886万円				
	7 融資残高	1億654万円（令和5年12月31日現在）				

(19) 漁業近代化漁船整備特別対策資金利子補給金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	214	—	214	—	H27～R14	水産経営課 組合係
R 5年度	214	—	214	—		
区分	道単独			実施方法	利子補給	
実施主体	北海道			負担区分	道0.625%	
事業目的	漁業近代化資金より償還期間の長い漁船取得等（建造・取得・機関換装）のための資金を 設け、利子補給措置を行い、老朽化した漁船の円滑な更新を進める。 （平成26年度のみ貸付）					
事業内容	1 借受資格者 漁業を営む個人及び法人、漁業生産組合					
	2 資金使途 漁船代船建造もしくは取得、及び推進機関の換装					
	3 融資機関 信用事業を行う漁業協同組合、北海道信用漁業協同組合連合会					
	4 償還期限と貸付限度額					
	資金使途		償還期限		貸付限度額	
	漁船建造・取得		18年以内（据置15年）		事業費の24/180以内	
推進機関換装		9年以内（据置7年）		事業費の16/90以内		
5 貸付利息	0.6～0.8%（漁業近代化資金と同率）					
6 利子補給率	0.625%					
7 融資実績	7件 51,780千円					
8 融資残高	34,120千円（令和5年12月31日現在）					

3 水産林務部水産局漁港漁場課

(1) 水産基盤整備事業（公共）

1 目的・概要等

北海道には現在243の漁港があり、その前面には恵みの場としての漁場が、背後には水産都市から小さな漁村まで様々な地域社会が形成されている。水産基盤整備事業はこのような環境において、安全で良質な水産物の安定供給はもとより、自然環境の保全・創造、水産業の発展、地域社会の活性化に貢献できる整備を目指している。

2 事業内容

I 水産基盤整備事業

(1) 水産物供給基盤整備事業

① 水産流通基盤整備事業

安全・安心な水産物の安定供給と国民のニーズに的確に対応した衛生管理の高度化等を図るため、水産物の生産・流通の拠点となっている漁港等において、水産物の品質・衛生管理の向上、陸揚・集出荷機能の強化等に資する高度衛生管理型荷さばき所、岸壁等の整備を行う。

○事業主体 北海道、市町村、水産業協同組合

○国庫補助率 8/10～1/2

○採択要件

- 1) 計画事業費が1事業につき5億円を超えるもの。
- 2) 利用漁船の実隻数が200隻程度以上若しくは属地陸揚量が5千トン程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの。
- 3) 水産業の振興を図る上で、特に必要と認められるもの。

② 水産物供給基盤機能保全事業

水産業の健全な発展及びこれによる水産物の安定供給を図るため、水産基盤整備事業等により総合的かつ計画的に施設整備を実施してきたところであるが、近年、整備後の施設の老朽化とともに、更新を必要とする施設が増加してきていることから、管理を体系的に捉えた計画的な取組により、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図る。

○事業主体 北海道

○国庫補助率 漁港施設8/10～1/2、漁場施設1/2

○採択要件

- 1) 第1種又は第2種漁港であって、1港あたりの港勢が次のいずれかを満たすもの。
 - ・利用漁船の実隻数が50隻程度以上
 - ・登録漁船隻数が50隻程度以上
 - ・陸揚金額が1億円程度以上
 - ・水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの。
- 2) 第3種又は第4種漁港であること。
- 3) 漁場施設（増殖場、養殖場）については、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁港の港勢要件が上記1)又は2)に該当するものであること。

③ 漁港施設機能強化事業

漁港は、高潮、波浪等自然災害の被害を受けやすい条件下にあることに加えて、これまで過去の設計基準で整備された漁港施設においては、近年の自然条件の変化に対して十分に安全が確保されているものとなっていないことから、漁港の安全対策と漁業活動への影響を軽減させる観点から、近年の高潮、波高の増大等、自然災害の発生状況に予防的対策も含め的確に対応した漁港施設の機能強化を効果的に実施する。

○事業主体 北海道

○国庫補助率 8/10～1/2

○採択要件

- 1) 計画事業費が1地区あたり5千万円以上20億円未満のもの（機能診断は2千万円以上）
- 2) 近年の高潮、波高の増大等により、実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設
- 3) 現況の設計諸元が不足していることが要因となり、災害や事故等の発生が見込まれること

(2) 水産資源環境整備事業

① 水産環境整備事業

我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあるほか、磯焼け等の拡大による藻場・干潟の減少、赤潮の発生、漂流・漂着ゴミの増加等によって漁場の環境が悪化しており、水産資源の回復・増大と豊かな生態系の維持・回復を図ることが求められていることから、より広域的・俯瞰的な視点をもって漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施することにより、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を図る。

ア 利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場施設

・事業メニュー

魚礁（浮魚礁含む）、増殖場（着定基質、消波施設、海水交流施設等）、湧昇流漁場（マウンド礁）、養殖場（消波施設、区画施設等）

○事業主体 北海道

○国庫補助率 1/2

○採択要件

- 1) 計画事業費が1事業につき3億円を超えるもの（一部メニューを除く）
- 2) 事業規模等が一定の要件を満たすもの 等

イ 水域環境保全のための事業

・事業メニュー

堆積物の除去、底質改善（しゅんせつ、耕うん等（養殖場を含む））、作れい、藻場・干潟の整備、海水交流施設等の整備等

○事業主体 北海道、市町村、水産業協同組合

○国庫補助率 1/2、1/3、1/4、6/10

○採択要件

- 1) 計画事業費が1事業につき5千万円（市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上）を超えるもの（漁港区域内で行うしゅんせつについては、計画事業費が3千万円を超えるもの）

2) 事業規模等が一定の要件を満たすもの 等

② 水産生産基盤整備事業

我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあるほか、磯焼け等の拡大による藻場・干潟の減少、赤潮の発生、漂流・漂着ゴミの増加等によって漁場の環境が悪化している。そのような中、漁港は漁業の生産の場として重要であるとともに、漁港の静穏水域や漁港施設は、水産生物の幼稚仔の生育の場や餌料の培養等の役割も果たしていることから、浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備とともに、水域の環境保全対策を総合的に実施することによって、水産資源の持続的利用と国民のニーズに的確に対応した水産物の安定供給体制の構築を図る。

ア 浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設（水産資源の増養殖機能付加含む）を一体的に整備する事業

○事業主体 北海道

○国庫補助率 漁港施設8/10～1/2、漁場施設1/2

○採択要件

1) 計画事業費が1事業につき3億円（ただし、漁港施設の整備が含まれる場合は5億円）を超えるもの

2) 事業規模等が一定の要件を満たすもの 等

イ 養殖場を含む水域の環境保全のための事業

○事業主体 北海道、市町村、水産業協同組合

○国庫補助率 1/2、1/3、1/4、6/10

○採択要件

1) 計画事業費が1事業につき5千万円（市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上）を超えるもの。（一部メニューを除く）

2) 事業規模等が一定の要件を満たすもの 等

(3) 水産基盤整備調査費補助

① 水産基盤整備総合計画調査

地域における水産基盤の計画的かつ効果的な整備を図るため、水産基盤整備事業及びその関連事業の実施に関し基本となる計画（マスタープラン）を策定するために必要な調査。

○事業主体 北海道

○国庫補助率 1/2

② 水産基盤整備計画課題調査

水産基盤整備を効果的かつ効率的に進めるため、水産基盤整備事業に関する計画の作成及びその実施に関して課題を有する事業・地区について、その課題を解決するために必要な調査。

○事業主体 北海道、市町村

○国庫補助率 1/2

③ 水産基盤整備技術課題調査

水産基盤整備事業を効果的かつ効率的に進めるため、技術的な課題を有する事業・地区について、その課題を解決するために必要な調査。

- 事業主体 北海道、市町村
- 国庫補助率 1/2

II 漁村整備事業

漁村の基盤的役割を担う漁村インフラ施設（漁業集落環境施設や漁港環境施設等）の整備を実施し、強靱化を推進することにより、水産業及び漁村の活性化と持続的な発展を図る。

- 事業主体 市町村
- 国庫補助率 1/2
- 事業メニュー 漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、用地整備
- 採択要件
 - 1) 漁業依存度が高く、今後も漁業の振興を図ることが適当であると認められる集落
 - 2) 1事業の総事業費が3千万円を超えるもの（一部メニューを除く）等

III 農山漁村地域整備交付金

農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能な、使い勝手のよい新たな交付金を創設し、農山漁村地域の総合的な整備を推進する。

実施事業の内、水産基盤整備事業関係は以下のとおり。

(1) 水産物供給基盤整備事業

地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場の整備、水域環境の保全を効率的・効果的に実施し、地域における水産資源の維持増大並びに流通・生産機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図る。

(2) 漁村再生交付金事業

活力の低下した漁村地域の再生を進めるため、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤施設や生活環境施設の効率的整備を行う。

○水産基盤整備事業等における北海道開発予算

(単位:千円)

令和5年度予算			令和6年度予算		
事業区分	事業費	国費	事業区分	事業費	国費
(水産基盤整備事業)			(水産基盤整備事業)		
直轄特定	14,648,000	14,648,000	直轄特定	14,648,000	14,648,000
水産流通	2,637,000	1,689,000	水産流通	2,949,000	1,889,000
機能保全	4,962,000	3,253,000	機能保全	5,555,000	3,629,000
機能強化	490,000	343,000	機能強化	180,000	126,000
水産環境	6,402,000	3,201,000	水産環境	6,106,000	3,053,000
水産生産	734,000	462,000	水産生産	404,000	266,000
漁村整備	600,000	300,000	漁村整備	600,000	300,000
調査費補助	34,000	17,000	調査費補助	4,000	2,000
(農山漁村地域整備交付金)			(農山漁村地域整備交付金)		
水産物供給基盤	644,000	428,000	水産物供給基盤	570,000	371,000
漁村再生交付金	340,000	204,000	漁村再生交付金	510,000	306,000
漁港環境	0	0	漁港環境	0	0
漁業集落環境	0	0	漁業集落環境	0	0
合計	31,491,000	24,545,000	合計	31,526,000	24,590,000

注. 直轄特定とは、国が整備を行う第3・4種漁港の整備をいう。

3 事業のイメージ

(1) 漁港整備事業の紹介

北海道の漁港は現在243港。水産物の生産・流通の拠点となっており、以下のような整備を進めている。

- ① 水産物の品質・衛生管理体制を強化するための屋根付岸壁や清浄海水導入施設等の整備。
- ② 異常気象に起因する越波や高潮による漁船などの被害を防止するため防波堤の嵩上げ等、漁港施設の機能強化対策。
- ③ 多くの漁港では航路や泊地が堆砂による埋塞傾向にあり、安全な利用に支障が生じているため防砂堤の整備等による漂砂対策の実施。
- ④ これまで整備された施設の老朽化や更新が必要な施設が増加していることから、これら施設の維持・延命化対策の実施。

【衛生管理対策としての屋根付岸壁整備】



【異常気象時の越波による漁船被害】



【堆砂による航路・泊地の埋塞】



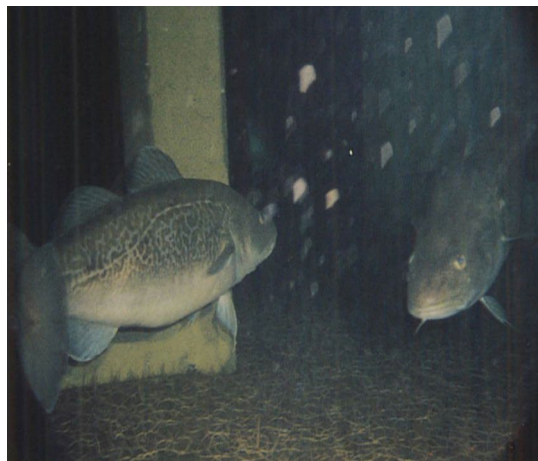
【老朽化が著しく対策が必要な漁港施設】



(2) 漁場整備事業の紹介

漁場の整備については、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げをめざし、水産生物の動態・生活史に配慮した沿岸・沖合域における良好な生息環境空間を創造する整備を進めている。

①魚礁



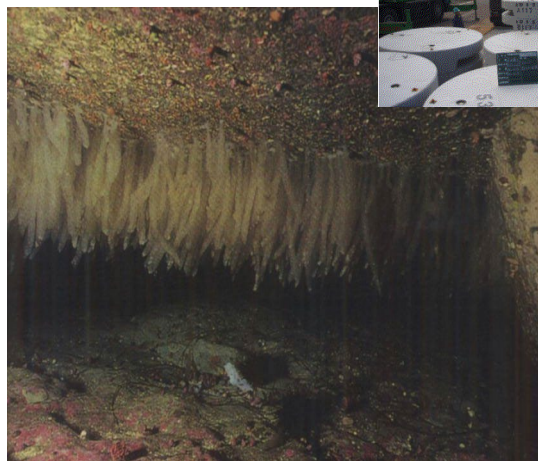
②産卵礁の造成



(ヤナギダコ産卵礁)



(ヤリイカ産卵礁)



③増殖場



(コンブ増殖場)



(ハタハタ産卵藻場)



(2) 漁港計画調査費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	30,411	－	30,411	－	H元～	漁港漁場課 計画係、管理係
R 5年度	30,411	－	30,411	－		
区 分	道単独（公共関連）			実施方法	委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	公共事業の国費予算請求に要する資料等を収集するために、事前に道単独費により各種調査の実施、関係平面図の作成等を行い、水産物供給基盤整備事業等の公共事業の円滑かつ効率的な実施を図る。また、漁港施設用地と背後の民有地との境界が明確になっていない漁港について、用地測量を行い、漁港管理の適正化を図る。					
事業内容	区 分	調 査 の 内 容				
	漁港関係事業 事前調査	水産物供給基盤整備事業等の実施に先立って、地元関係者への事前説明や各種協議に必要な資料を作成する。				
	漁港整備事業 概略調査	漁港利用者及び関係機関と施設の安全性や利便性等について協議を行い、施設の規模を決定するのに必要な資料を作成する。				
	深淺調査	構造断面の決定及び数量の算出に必要な水深測量を行う。				
	静穏度 解析調査	最適な静穏を有する港型を決定するために、シミュレーションを行う。				
	漂砂解析調査	最適な漂砂防止機能を有する港型を決定するために、シミュレーションを行う。				
	漁港関連道 予備調査	漁港関連道事業の概算請求に先立って、漁港利用者及び関係機関とルート の選定、構造断面等について協議を行い、道路の概要を決定するための各種調査。				
	漁港整備事業 費用対効果分析	新規事業採択時、また計画変更時において、整備を進める上での経済効果を把握し、事業の妥当性を検証するための経費。				
	漁村再生交付金 計画調査	漁村再生交付金の実施に先立って、国から承認を受けるための全体事業計画を策定するために行う調査に要する経費。				
	漁港区域関係調査	漁港区域の変更に必要な詳細調査や各種協議資料の収集及び作成を行う。				
	影 響 調 査	漁港区域の変更を行う際に、近隣の海岸や河川等への影響検討についてのシミュレーションを行う。				
	計画平面図作成	漁港の拡張整備等を行う際に、漁港区域と漁港施設との位置関係を明らかにするため、漁港計画平面図の作成を行う。				
	公有水面埋立 平面図作成	漁港用地の造成や漁港施設の整備により、水面の埋立を行う場合、「公有水面埋立法」に基づく埋立申請に必要な添付図面等の作成を行う。				
	漁港区域測量調査	漁港区域の官民境界線の明確化及び公共空地の用途廃止等を行うための測量に要する経費。				

(3) 漁港整備事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	585,169	—	585,169	—	S 33～	漁港漁場課 計画係
R 5年度	585,169	—	585,169	—		
区 分	道単独（公共関連）			実施方法	請負	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業 目的	漁業生産基盤である漁港の機能を維持、向上させるため、基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共用地）の新設、増設又は小規模な改良整備を行い、漁業の生産向上を図る。 また、公共災害復旧事業に採択されない水域施設や用地等の復旧整備を行う。					
事業 内容	対象事業 ・ 漁港整備事業 （1）基本施設（外郭施設、係留施設、水域施設） （2）機能施設（輸送施設、漁港施設用地）					

(4) 漁港漁村活性化対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	233,800	171,590	41,474	20,736	S 29～	漁港漁場課 計画係
R 5年度	191,800	131,080	40,481	20,239		
区 分	非公共（交付金）、道単独、負担金			実施方法	補助、直営	
実施主体	別記			負担区分	別記	
事業 目的	漁港の機能向上や利用の円滑化を図るため、現有ストック効果の最大化、就労環境や漁港機能の改善に係る施設整備を実施し、漁港機能を増進する。 また、漁業地域の活性化と漁村の暮らしを守るための防災対策施設等の整備を実施する。					

(5) 漁港海岸事業（公共）

1 目的・概要等

「海岸保全基本計画」に基づき、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう総合的な海岸保全を推進する。

2 事業内容

貴重な国土の侵食防止や道民の生命・財産を高潮、津波等による被害から守ることと併せて、海岸の利用や環境に配慮した海岸保全施設の新設・改良を行う。

海岸保全基本計画の整備目標

- 道民の生命・財産を守り、国土保全に資する質の高い安全な海岸の創造
----- 安全な海岸 -----
- 自然との共生を図り、豊かでうるおいある海岸の創造
----- 自然と共生する海岸 -----
- 利用しやすい親しみの持てる、美しい快適な海岸の創造
----- 利用される親しみやすい海岸 -----

尾岱沼漁港海岸(別海町)高潮対策事業



浸水状況

- ・高潮対策事業 : 国民経済上および民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守る施設の新設・改良事業。
- ・連携事業 : 水産物の生産・流通上重要な地域の海岸堤防等を対象に、近接する他事業と連携し計画的集中的に津波・高潮への対策を行う事業。
- ・津波対策緊急事業 : 津波到達までの予想時間が短く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に津波対策を行う事業
- ・海岸メンテナンス事業 : 予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向け海岸保全施設の老朽化対策または機能向上を計画的かつ集中的に整備する事業



背後家屋被害状況



施設整備状況

漁港漁場課

令和6年

事業名	事業主体	国庫補助率	実施箇所
高潮対策	北海道	2/3, 11/20	6
連携	北海道	11/20	1
津波対策緊急	北海道	11/20	1
海岸メンテナンス	北海道	11/20	2
合計			10

古平漁港海岸（古平町）海岸メンテナンス事業

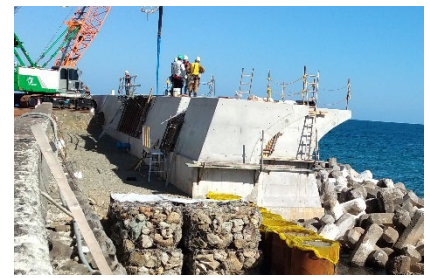
・全景



・護岸老朽化状況



・護岸整備状況



予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	1,378,100	801,000	577,100	—		
R 5年度	1,191,000	696,000	495,000	—		

(6) 漁港災害復旧事業費（公共）

1 目的・概要等

異常な天然現象により公共土木施設に被害が発生した場合、迅速に機能回復することを目的とする。

2 事業内容

公共土木施設の災害復旧は、地域の復旧・復興のため、迅速かつ確実に実施すべき基本事業であるが、災害復旧の費用は、地方公共団体にとって、臨時かつ多額な支出となるため、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づく国の支援のもと、早期に原形に復旧を行う。

3 対象施設（漁港関係分抽出）

(1) 漁港

漁港漁場整備法に基づき指定された漁港に係る基本施設（防波堤等）又は漁港の利用上及び管理上重要な輸送施設（道路等）で、漁港台帳に記載されているもの。

(2) 海岸

漁港区域内の海岸法の規定に基づき指定された海岸又はこれに設置する堤防、護岸、離岸堤その他海岸を防護するための施設で、漁港海岸台帳に記載されているもの。

4 国庫負担率

国庫負担率 80%（北海道）

5 事業事例

・地震による岸壁エプロンの沈下（鵜川漁港【むかわ町】）



復旧前（岸壁の被災状況）



復旧工事の実施（タイ材取付 及び コンクリート舗装）



復旧後

予算額（千円）		国			実施年度	担当課・係
		国	道	その他		
R 6年度	267,119	207,426	59,693	—	—	漁港漁場課 事業係
R 5年度	271,100	210,517	60,583	—		

(7) 漁港海岸特別対策事業費

1 目的・概要等

漁港区域内の海岸において台風、冬期風浪に伴う高潮や地震による津波の来襲、経常的な海浜の侵食などによる災害の発生を予防および災害の拡大を防止することを目的とし海岸保全を推進する。

2 事業内容

災害の発生を予防する必要がある地域において、公共事業に採択されない小規模な堤防、護岸、離岸堤、消波堤、消波工、根固工などの海岸保全施設の新設・改良を行う。

3 事業財源

漁港海岸特別対策事業は、起債（緊急自然災害防止対策事業）を財源として実施される事業である。

緊急自然災害防止対策事業とは、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業。

4 漁港海岸の現状

道内の沿岸域に分布する漁港海岸の背後集落の多くは、半島や岬などに位置していることから波浪の影響を特に受けやすい地域となっている。また、背後に山が迫る狭隘な地形に集落が形成されており、災害に対して極めて脆弱な環境下にある。

5 事業実施箇所

○越波対策

恵山泊漁港海岸（稚内市）

離岸堤の設置



○越波対策

元和漁港海岸（乙部町）

護岸の改良



予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	253,000	—	253,000	—		
R 5年度	250,000	—	250,000	—		

(8) 漁港海岸維持補修費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	31,000	—	—	31,000		
R 5年度	31,000	—	—	31,000		
区 分	道単独			実施方法	請負	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業 目的	漁港海岸保全区域内において、道が管理する海岸保全施設のうち老朽化等により著しく機能が低下した施設を補修すること、または海岸に漂着した流木等により施設の機能が阻害されている場合に、流木等の処理を行うことにより、既存施設を適切かつ有効に機能させ、災害の発生を未然に防止する。					
事業 内容	海岸保全施設の補修、流木処理					

(9) 漁港海岸計画調査費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	14,596	—	14,596	—		
R 5年度	14,596	—	14,596	—		
区 分	道単独（公共関連）			実施方法	委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業 目的	漁港海岸保全事業を計画するに当たり、気象、海象、侵食状況等海岸の基本的事項の把握をはじめ、海岸保全施設の機能に関する調査等を行い事業執行に必要な基礎資料を得ることを目的とする。 並びに、海岸保全基本計画に基づく計画（H15～）の策定及び漁港区域の変更に伴う漁港海岸保全区域の指定及び指定変更を行い、円滑な事業執行を図る。					
事業 内容	深浅測量、区域測量調査、費用対効果分析、設計等					

(10) 災害調査費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	24,000	—	24,000	—		
R 5年度	33,000	—	33,000	—		
区 分	道単独			実施方法	委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業 目的	負担法に基づく漁港施設及び漁港海岸施設の災害復旧事業を実施するに当たり、国庫負担申請に必要となる設計図書を作成するため、埋塞や風浪などによる漁港関係施設の破損状況調査、及び測量船や潜水船により水中部を調査することで確実な被災状況を把握することを目的とし、迅速な災害復旧事業の執行を図る。					

事業内容	被害の実態を把握する測量調査、潜水調査、設計
------	------------------------

(11) 漁港利用適正化推進指導費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	33,902	—	—	33,902	H12～	漁港漁場課 管理係
R 5年度	32,524	—	—	32,524		
区分	道単独			実施方法	委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	漁港の適切な利用を維持するため、漁船以外の船舟所有者に対し、北海道漁港管理条例の改正趣旨などを啓発するとともに、利用可能漁港における適正利用の指導や不適切な利用者の情報収集等を行う。					
事業内容	<p>1 業務の内容</p> <p>(1) 指定施設への適切な誘導・指導</p> <p>(2) 不適切な利用者の情報収集及び利用状況の確認</p> <p>(3) 漁港内での安全航行、地域ごとの細やかなルールの啓発</p> <p>2 業務の方法</p> <p>利用可能漁港のうち監視人の配置が必要な漁港が所在する市町村又は漁業協同組合等に委託する。</p>					

(12) 漁港維持補修費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	194,381	—	—	194,381	H12～	漁港漁場課 管理係
R 5年度	195,452	—	—	195,452		
区分	道単独			実施方法	請負・委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10・道10/10	
事業目的	北海道が管理する漁港の基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共用地）が災害によらない老朽化または破損、流出、埋没した場合に原形に復旧するための補修をし、良好な漁港機能の維持保全を図る。					

事業 内容	1 事業内容							
	(1) 漁港維持補修工事・・・防舷材、係船柱環、側溝補修等							
	(2) 漁港内清掃・・・・・・・・・・漁港内清掃を委託							
	(3) 港灯電池、バッテリー、危険防止用品等の購入							
(4) 漁港パトロール・・・・・・・・管内各漁協にパトロール実施を委託								
2 事業の実績（漁港維持補修費）								
（漁港維持補修工事分のみ）								
（単位：千円）								
R元		R2		R3		R4		
箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
338	160,577	312	159,489	308	165,123	289	150,017	

(13) 漁場整備開発事業計画調査費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R6年度	7,395	－	7,395	－	H6～	水産振興課 漁場整備係
R5年度	7,395	－	7,395	－		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業 目的	水産基盤整備事業のうち、漁場造成の実施に必要な資料が不足している地区で、国庫補助による調査が実施できない地区について、道単予算による調査を行い、水産基盤整備計画の円滑な推進を図る。					
事業 内容	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 事前調査 水産基盤整備事業（漁場関係）における基本計画を策定するために必要な適地性の検討に係る調査。（物理化学的、生物学的、社会経済的条件調査）</p> <p>(2) 事業評価 水産基盤整備事業における計画策定又は効果の把握のため、造成漁場や天然漁場における漁場調査を行い、事業評価を行う。</p> <p>(3) 技術検討 試験研究の成果や漁業者の意見等を踏まえた効果的かつ経済的な施設の整備の方法の検討に必要な調査を行う。</p> <p>2 調査期間 水産基盤整備事業のうち漁場施設の実施に係る調査として毎年度実施。</p> <p>3 事業実績（令和5年度） ・令和6年度以降実施予定地区の計画調査等 4件</p>					

(14) 漁場施設整備事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 6年度	12,030	—	12,030	—	S55～	水産振興課 漁場事業係
R 5年度	12,030	—	12,030	—		
区 分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業 目的	道が管理する漁場施設が永続的に当初の効果が発揮されるよう、管理、補修、改良整備等を実施する。					
事業 内容	1 施設の維持補修工事の実施 2 陸上施設の巡回点検等管理運営委託					